

透かし入り IEC 電子規格配布に関する規程細目

(背景)

第1条 日本工業標準調査会（JISC）と国際電気標準会議（IEC）との間で、「内部閲覧用の書き換えできない透かし入り IEC 電子規格（以下、「透かし入り IEC 電子規格」）に関するライセンス合意」を締結した。

本合意に基づき、原案作成に関与した「透かし入り IEC 電子規格」の新刊について、別添に示す「電子閲覧用の書き換えできない透かし入り IEC 電子規格の配布について」（平成13年6月28日 経済産業省産業技術環境局基準認証ユニット長 大臣官房審議官（基準認証担当）発信）の条項を遵守することにより、JISC より各審議団体に配布されることとなった。

本規程細目は、この条項を遵守するために、「透かし入り IEC 電子規格」の取り扱いに関する具体的事項について定めたものである。

(著作権)

第2条 「透かし入り IEC 電子規格」の著作権は IEC に帰属する。

(使用目的)

第3条 「透かし入り IEC 電子規格」については、IEC/TC, SC 国内委員会にて、IEC 原案作成の目的においてのみ使用できる。

(配布先)

第4条 JISC より提供される「透かし入り IEC 電子規格」については、下記の者に配布する。

- ・当該規格の原案作成に関与した IEC/TC, SC 国内委員会構成員
- ・IEC 規格の審議を行うために、当該規格の原案作成以外の IEC/TC, SC 国内委員会から依頼があった場合は、依頼のあった者。

(配布方法)

第5条 配布にあたっては、原則として電子データで配布することとする。ただし、印刷物による配布の要望があった場合は、電気規格調査会事務局にて印刷し、送付する。

(配布先の管理)

第6条 配布先、配布方法については、電気規格調査会事務局において、委員会名簿で管理する。

委員交代が発生した場合には、交代の際に配布された「透かし入り IEC 電子規格」の引継ぎを行う。

委員を退任し、後任者がいない場合は、退任者の責任において「透かし入り IEC 電子規格」を削除する。

(遵守事項)

第7条 JISC から配布された「透かし入り IEC 電子規格」については、ネットワーク利用は行わない。

2. 「透かし入り IEC 電子規格」の配布を受けた者は、その著作権を遵守する。
3. 「透かし入り IEC 電子規格」を変更しない。

以上

(付則)

1. 本規程細目は平成13年9月19日、規格役員会において承認制定。